

【事案 I - 2】 転換無効確認、解約返戻金請求

・平成 29 年 3 月 17 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約者の知らない間に終身共済の転換がされていることが判明したため、その原因の究明と平成 28 年 3 月を基準とする解約返戻金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

共済契約の転換は無効であることを確認し、被申立人は 25,434 円を支払え、との判断を求める。

- (1) 終身共済の受取人の変更手続きをしようとした際に、契約日が変更されていたことを不審に思い窓口で確認したところ、覚えのない筆跡・印鑑により契約が転換されていた。
- (2) 被申立人と話し合いの場を設けたが、納得いく説明はされなかった。被申立人としては正規の申込書として受理したとのことだが、当初の申立人直筆の書類と比較すれば、筆跡・印鑑が全く違うため疑念を持つ余地は十分あると思われる。また、告知書について、書類を見たことも説明を受けたこともない。
- (3) 共済掛金口座の印鑑登録も勝手に変更されていた。また、引落口座も一時的に変更されているが、なぜ変更されたのか疑念が残る。
- (4) 被申立人と 2 回話し合いをしたが、契約者への不安を取り除く努力もなく、態度、対応に不誠実を感じている。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

- (1) 申立人は、転換契約にかかる共済証書の再発行を受けることを通じて、転換契約について知っていたものである。
- (2) 当時、転換にあたり、契約者の筆跡・印鑑の確認をする実務は行われていなかった。
- (3) 被申立人としては、申立人は新契約につき、申立人の元妻から説明を受け、納得のうえで契約をしたものと判断している。

また、申立人は離婚調停において新契約を含む財産一覧表を作成し提出しており、その折、その効力を当時争っていない。

申立人は、調停時に共済の内容を熟知していたものであるし、遅くとも証書の再発行を受けた折には新契約につき認識した筈である。

申立人は、新契約につき自らが署名した経過がないことを奇貨として、別れた元

妻を窮地に陥れるべく、敢えて、被申立人に執拗に苦情を申入れ、その苦情が受けられないと知ると、本裁定申立てに及んだものと推測せざるを得ない。

＜裁定の概要＞

審議会は、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件を本格的に究明するためには、これまでに提出された書類・証拠のみでは不十分であり、より徹底した関係者の直接的な供述・証言あるいは筆跡鑑定等による事実認定が必要になると思われるが、当審議会は、裁判外紛争解決機関であり、証人尋問や第三者に記録の提出を求める権限もなく、専門家に鑑定を囑託する手続も存在しない。
- (2) 申立人、被申立人双方において上記事実関係についてさらに立証を尽くそうとするのであれば、裁判所における訴訟手続によることが妥当である。